

●香川県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和4年4月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和4年2月28日	アイ・プラス調剤薬局丸亀店 丸亀市三条町1256番地6	株式会社福山臨床検査センター 広島県福山市草戸町一丁目23番21号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和4年2月28日	アイ・プラス調剤薬局丸亀南店 丸亀市柞原町635番地2	株式会社福山臨床検査センター 広島県福山市草戸町一丁目23番21号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和4年2月28日	アイプラス調剤薬局土器西店 丸亀市土器町西一丁目1439番地1	株式会社福山臨床検査センター 広島県福山市草戸町一丁目23番21号	居宅療養管理指導
令和4年2月28日	アイプラス薬局川西店 丸亀市川西町南1061番地5	株式会社福山臨床検査センター 広島県福山市草戸町一丁目23番21号	居宅療養管理指導
令和4年2月28日	アイプラス薬局坂出店 坂出市元町一丁目3762番地4	株式会社福山臨床検査センター 広島県福山市草戸町一丁目23番21号	居宅療養管理指導